

研究活動の不正行為への対応について

平成20年11月1日
2008年（総務）通達第133号

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 告発の受付等（第5条―第8条）
- 第3章 告発等に係る事案の調査（第9条―第19条）
- 第4章 被告発者等に対する暫定的な措置（第20条―第22条）
- 第5章 不正行為と認定された場合の措置（第23条―第34条）
- 第6章 雑則（第35条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この通達は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が実施する事業における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）への対応に関する取扱いについて定め、不正行為の早期発見及び是正並びに告発者等の保護を図り、もって研究活動の公正性を厳正に確保することを目的とする。

（対象となる研究資金）

第2条 この通達の対象となる研究資金（以下「対象資金」という。）は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）に規定する機構の業務に含まれる研究活動に係る資金のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 内閣府において登録されている「競争的資金」のうち、機構が担当機関とされている経済産業省所管の研究資金
- 二 前号のほか、運営費交付金又は経済産業省から直接配分を受けるその他の資金により機構が自ら行う研究の資金及び他の研究機関に配分する研究資金

（対象となる不正行為）

第3条 この通達の対象となる「不正行為」とは、対象資金を活用した研究活動における研究成果の中に示されたデータや研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。ただし、根拠が示されて故意によるものでないと明らかにされたものは不正行為に含まれないものとする。

- 一 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(対象となる研究者及び研究機関)

第4条 この通達の対象となる研究者（以下「研究者」という。）は、対象資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者とする。

2 この通達の対象となる研究機関（以下「研究機関」という。）は、研究者が所属する研究機関又は対象資金の配分を受けている研究機関とする。

第2章 告発の受付等

(告発の受付)

第5条 機構は、研究者又は研究機関による不正行為又はその疑いに係る告発（以下「告発」という。）を受付けるものとする。

2 告発を受付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は、監査室とし、告発を受付ける方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談とする。

3 告発窓口の所在地等が明らかになるようにホームページ等により周知するものとする。

4 本条第1項の規定にかかわらず、機構は、次の各号に掲げる事項を確認できない告発を受付けないことができる。

一 告発者の氏名、所属及び連絡先

二 不正行為を行い、又はその疑いがあるとする研究者又は研究機関の氏名・所属又は名称、不正行為の態様等の事案の内容

三 不正行為又はその疑いがあるとする合理的な根拠

(匿名による告発等の取扱い)

第6条 前条の規定に関わらず、匿名による告発があったときは、告発の内容に応じ、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

2 報道や学会等により不正行為又はその疑いが指摘された場合は、告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

(告発の回付)

第7条 告発窓口は、告発を受付けたときは、総務部及び当該告発に係る研究資金を所管する部署（以下「担当部」という。）に当該告発を回付するものとする。

2 機構は、告発された内容に関し機構が第9条に規定する調査機関に該当しないときは、告発者の了解を得て、調査を行うべき研究機関に当該告発を回付することができるものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第8条 機構は、告発窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 機構は、調査事案が漏洩した場合、調査中かどうかに関わらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。

3 機構は、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等の不利益処分を行ってはならない。

4 機構は、相当な理由なしに被告発者に対し、研究活動の全面的な禁止又は解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等の不利益処分を行ってはならない。

第3章 告発等に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第9条 第5条の規定により告発を受付けた場合、第6条の規定により告発に準じて取り扱う場合又は機構がその他の端緒により不正行為又はその疑いに係る調査を行うべきものと認めた場合は、調査を行う研究機関（以下「調査機関」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。

一 被告発者が研究機関に所属する場合は、原則として当該研究機関が調査を行うものとする。

二 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。

三 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合は、所属する研究機関と研究が行われた機関とが合同で調査を行うものとする。

四 被告発者が告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合は、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で調査を行うものとする。被告発者がどの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が調査を行うものとする。

五 被告発者が前各号のいずれにも該当しない場合は、機構が調査を行うものとする。

2 前項の規定により機構以外の研究機関が調査機関となる場合は、機構は当該研究機関に対し調査実施を指示又は要請するものとする。この場合、当該研究機関は機構の指示又は要請に従い調査を実施しなければならない。

3 第1項の規定により機構以外の研究機関が調査機関となる場合であって、機構が特に必要と認めるときは、同項の規定に関わらず、調査を行うべき研究機関に代わり機構又は機構の指定する資金配分機関が告発された事案に係る調査を行うものとする。この場合、当該研究機関は、かかる調査に誠実に協力しなければならない。

(調査の委託等)

第10条 機構は、前条第1項の規定に基づき機構が調査機関となる場合、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学会等の他の機関に調査を委託し、又は調査を実施する上での協力を求める

ことができるものとする。

(予備調査及び本調査)

- 第11条 機構自らが調査を行う場合、機構は、告発された不正行為が行われた可能性、告発内容の論理性、合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 2 予備調査は、総務部が行うこととする。
 - 3 機構は、予備調査の結果、告発された事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
 - 4 本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求めるとともに、被告発者の所属機関（機構を除く。）及び経済産業省に本調査を行う旨通知するものとする。
 - 5 機構は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

- 第12条 機構が本調査を実施する場合は、機構に研究活動の不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
 - 3 委員長及び委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が必要に応じて委嘱する外部有識者をもって構成する。
 - 4 委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 調査委員会の事務は、総務部が行う。
 - 6 調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(調査委員の構成に対する異議申立て)

- 第13条 機構は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 2 告発者及び被告発者は、機構が示した調査委員の構成に異議があるときは、あらかじめ機構が定めた期間内に異議申立てをすることができる。

(本調査の実施)

- 第14条 調査委員会は、告発された事案において不正行為が行われたか否かその他必要な事項について調査する。
- 2 機構は、調査委員会の要請があるときは、学協会や研究機関等に調査の一部又は全部を委託することができる。
 - 3 調査委員会は、必要に応じて、担当部、告発者若しくは被告発者等に報告又は情報提供を求める

ことができる。

- 4 機構は、調査の終了前であっても、調査委員会に対して調査の中間報告を求めることができるものとする。
- 5 機構は、経済産業省が求めるときは、調査の中間報告を同省に提出するものとする。
- 6 機構は、調査に当たって、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 7 機構は、調査に当たって、被告発者等の保有する未公表のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(弁明の聴取)

第15条 調査委員会は、調査の実施に際し、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の認定)

第16条 調査委員会は、調査の結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否かを認定し、理事長に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第17条 機構は、告発者、被告発者、経済産業省その他機構が必要と認める者に対し、調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第18条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、その認定に不服がある場合は、あらかじめ機構が定めた期間内に機構に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき不服申立てがあったときは、機構はその旨を告発者、経済産業省その他機構が必要と認める者に通知するものとし、不服申立てを却下し、又は再調査を開始することを決定したときは、その旨を告発者、被告発者、経済産業省その他機構が必要と認める者に対し、通知するものとする。
- 4 機構は、告発者、被告発者、経済産業省その他機構が必要と認める者に対し、再調査の結果を通知するものとする。

(公表)

第19条 機構は、調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 機構は、調査の結果、不正行為が行われなかったとの認定があった場合においても、調査事案が外部に漏えいしていたとき及び論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、調査結果を公

表することができるものとする。

第4章 被告発者等に対する暫定的な措置

(本調査中の一時的措置)

第20条 機構は、被告発者が機構以外の研究機関に所属する場合、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者及びその者が所属する研究機関に対し、告発された事案に係る研究費の使用停止を指導すること並びに被告発者に対し、配分決定した当該研究に係る研究費の配分停止(既に一部配分している場合の未配分の配分停止を含む。)並びに既に別に被告発者から申請されている研究資金について採択の決定又は採択決定後の研究費の配分を保留(一部保留を含む。)することができる。

2 機構は、被告発者が機構に所属する場合、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置)

第21条 不正行為が行われたと調査委員会が認定した場合、機構は、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとし、さらに被認定者が機構に所属する場合は、内部規定に基づき適切な対処を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 機構が調査機関(機構を除く。)から不正行為が行われたとの認定の通知を受けた場合、機構及び被認定者の所属する研究機関は、被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとし、さらに当該研究機関は被認定者に対して内部規定に基づき適切な対処を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第22条 不正行為が行われなかったと調査機関が認定した場合、当該調査機関は、調査関係者に対して、当該事案において不正行為が行われなかった旨を周知するものとし、機構及び被告発者の所属する研究機関(機構を除く。)は、第14条第6項及び第20条により行った措置を解除するとともに、被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置をとるものとする。

2 当該調査機関は、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、調査結果を公表することができるものとする。

第5章 不正行為が行われたと認定された場合の措置

(措置検討委員会)

第23条 機構は、調査機関から不正行為が行われたとして認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について

責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対する措置を検討する委員会（以下「措置検討委員会」という。）を設置する。

- 2 措置検討委員会は、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を理事長に報告する。
- 3 措置検討委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 4 委員長及び委員は、理事長が指名する役職員及び理事長が必要に応じて委嘱する外部有識者をもって構成する。
- 5 委員長及び委員は、被認定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 措置検討委員会の事務は、総務部が行う。
- 7 この通達に定める事項のほか、措置検討委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

（措置検討委員会における検討）

第24条 措置検討委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関に対するヒアリングなどを行い、調査結果の精査及び調査内容等を確認し、被認定者の不正行為への関与の度合い、研究における立場及び不正行為を防止するための努力の有無等を考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を理事長に報告する。

（措置の決定）

第25条 機構は、措置検討委員会の報告に基づき、被認定者に対する措置を決定する。機構は、決定にあたっては同委員会の報告を尊重するものとする。なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

（措置決定の通知）

第26条 機構は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及び所属する研究機関、機構以外の資金配分機関並びに経済産業省に通知するものとする。

（措置の対象者）

第27条 措置の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- 一 不正行為があったと認定された研究を行ったとして認定された者（論文等の著者）
- 二 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- 三 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者

（措置の内容）

第28条 機構は、前条に掲げる者に対して、不正行為の重大性、不正の度合い、個々の被認定者の

不正行為への具体的な関与の度合いや不正行為があったと認定された研究における立場、不正行為を防止するための努力の有無等に応じ、次条から第32条に規定する一又は二以上の措置をとるものとする。ただし、措置検討委員会が特に必要と判断するときは、次条から第32条に規定する措置以外の措置をとることができるものとする。

- 2 告発等がなされる前に論文等を取り下げていた場合又は告発等がなされた後直ちに当該論文等を取り下げた場合に係る被認定者に対する措置は、前条第3号に掲げる者に対してはとらないことができるものとし、前条第1号及び第2号に掲げる者に対しても、論文等の取り下げがあった場合には状況によって適切な配慮を行うものとする。

(研究資金の配分停止)

第29条 機構は、措置の対象者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を停止し、不正行為の認定がなされた時点で使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以後配分しない。

- 2 不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を停止するか否か、及び措置の対象者以外の研究者の取扱いについては、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。
- 3 第27条第1号及び第2号に掲げる者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る対象資金以外の、現に配分されているすべての機構の研究資金であって、措置決定時において未だ配分されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以下のとおりとする。
 - 一 第27条第1号及び第2号に掲げる者が研究代表者となっている研究資金については配分停止とし、以後交付しない。
 - 二 第27条第1号及び第2号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究資金については、当該者による研究費使用を認めない。

(研究資金申請の不採択)

第30条 機構は、機構の研究資金で、不正行為が認定された時点で措置の対象者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。

- 2 機構は、機構の研究資金で、不正行為が認定された時点で措置の対象者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者を差し替えなければ採択しない。また、採択後に、差し替えがなく採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(不正行為に係る研究資金の返還)

第31条 機構は、不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。以下、本条において同じ。）の一部又は全部の返還を求めるものとする。返還額については、本条第2項から第4項の規定を原則としながら、不正の度合いや研究計画全体に与える影響等

を考慮して定めるものとする。

- 2 機構は、不正行為があったと認定された研究が対象資金の配分を受けた研究計画の全体を構成する場合は、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該研究機関の負担とするものとする。
- 3 機構は、不正行為があったと認定された研究が対象資金の配分を受けた研究計画の一部である場合において、当該研究計画を構成する研究全体が配分停止されていないときは、当該研究機関に対し、不正があったと認定された研究に係る未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求めるものとする。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該研究機関の負担とするものとする。
- 4 機構は、研究費の配分目的に照らし極めて不正の度合いが高い場合は、研究機関に対し、第27条第1号及び第2号に掲げる者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに措置検討委員会が判断するものとする。

(研究資金の申請制限)

第32条 機構は、措置の対象者に対して、機構のすべての研究資金の申請を制限するものとする。制限期間については、不正行為の重大性、不正の度合い及び不正行為への関与の度合いに応じて措置検討委員会が次の各号に従い定めるものとする。

- 一 第27条第1号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- 二 第27条第2号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- 三 第27条第3号に掲げる者については、機構の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

(措置内容の公表)

第33条 機構は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて速やかに公表するものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属を公表しないこと

ができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

(機構以外の機関が決定した措置の取扱い)

第34条 府省所管の研究資金及び他の独立行政法人等が配分した研究資金を活用した研究活動における不正行為に対する措置決定の通知があった場合、機構は、第25条から第34条までの規定に準じて、同様の措置をとることとする。

第6章 雑則

(雑則)

第35条 この通達の定めのない事項は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日)、政府指針及び申し合わせ文書等に基づき対応するものとする。

2 この通達に定めるもののほか、機構の研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この通達は、平成20年11月1日から施行する。